

議案第248号

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和38年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表福島消防署の項中「吉野3丁目17番26号」を「吉野3丁目17番22号」に改め、同表此花消防署の項中「春日出北1丁目8番28号」を「春日出北1丁目8番30号」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

福島消防署を移転するとともに、此花消防署の住居番号の変更に伴い、同消防署の位置を定める規定を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例（抄）

別 表

名 称	位 置	管 轄 区 域
省 略	省 略	省 略
福 島 消 防 署	大阪市福島区吉野 3 丁目17番 <del>26号</del> <u>22号</u>	省 略
此 花 消 防 署	大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 <del>28号</del> <u>30号</u>	省 略
省 略	省 略	省 略